

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 6 年 9 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 6 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 6 年 9 月 1 6 日	午前 1 1 時 1 0 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 6 年 9 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 6 年 9 月 5 日	午後 4 時 1 3 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	2番 井田理恵
	3番 五味高明

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小山岳夫
係 長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司		副 町 長	内堀豊彦
教 育 長	櫻井雄一		会 計 管 理 者	山本邦重
総 務 課 長	尾台清注		企 画 財 政 課 長	土屋和明
税 務 課 長	茂木康生		教 育 次 長	重田重嘉
町 民 課 長	荻原浩		保 健 福 祉 課 長	古畑洋子
産 業 経 済 課 長	飯塚守		建 設 水 道 課 長	大井政彦
消 防 課 長	土屋淳			
議 事 日 程	別紙			
議 長 の 諸 報 告	別紙			
会 議 事 件	別紙			
会 議 の 経 過	別紙			

第3回定例会会議録

平成26年 9月 5日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（笹沢 武君） 場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

これより、平成26年第3回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

―――諸般の報告―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君） おはようございます。

報告させていただきます。

諸般の報告

平成26年9月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案21件・報告1件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願・陳情文書表のとおり、請願2件・陳情1件が提出され、受理しました。
4. 本定例会の説明のために町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからにつきましては、監査委員からの定期監査、例月現金出納検査報告書でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきますので、この場においては省略とさせていただきます。

報告、以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る8月29日、午前9時より、議会運営委員会を開催し、平成26年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます議案は、事件案1件、条例案1件、決算認定12件、補正予算案7件、報告1件、計22件であります。

6月定例会以降提出された請願は2件、陳情は1件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より9月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、審査日程につきまして、書類番号をごらんいただきたいと思います。

書類番号1の18ページをお願いをいたします。

会期及び審議予定表

第 1日目 9月 5日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 6 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	9 月 7 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	9 月 8 日	月曜日	午前 10 時		一般質問
第 5 日目	9 月 9 日	火曜日	午前 10 時		一般質問
第 6 日目	9 月 10 日	水曜日	午前 10 時		常任委員会
第 7 日目	9 月 11 日	木曜日	午前 10 時		常任委員会
第 8 日目	9 月 12 日	金曜日	午前 10 時		全員協議会
第 9 日目	9 月 13 日	土曜日			休会
第 10 日目	9 月 14 日	日曜日			休会
第 11 日目	9 月 15 日	月曜日			休会
第 12 日目	9 月 16 日	火曜日	午前 10 時		委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

総務福祉文教常任委員会

9 月 10 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

9 月 11 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 10 日 水曜日 午前 10 時 議場

9 月 11 日 木曜日 午前 10 時 議場

全員協議会

9 月 12 日 金曜日 午前 10 時 大会議室

以上で、報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 16 日までの 12 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月16日までの12日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

2番 井田 理恵議員

3番 五味 高明議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、お忙しい中にもかかわらず、平成26年第3回御代田町議会定例会に御出席を賜り、議会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

さて、ことしの全国的な自然災害を見てみますと、台風8号による南木曾町の土砂災害や、8月に発生した広島県や北海道礼文町の土砂災害は、観測史上最多となる雨量、50年に1度の雨量といった、住民にとってこれまで経験したことのない降雨量が原因であったり、1時間当たりの雨量が70ミリを超え、局地的に猛烈な勢いで雨が降ったことが特徴です。

8月30日には、御代田町総合防災訓練を佐賀地区で実施しました。議員の皆様にも御出席をいただき、ありがとうございました。訓練では、佐賀地区の皆様に、実際の避難所となる公民館へ自宅から避難していただいたり、消防団による実際の災害を想定した住民避難誘導を行っていただき、実践的な訓練を実施することができました。特に、避難行動については、地域のコミュニティーにより、隣近所助け合って避難していただくことが重要です。今回の訓練をきっかけに、各地域で自主防災組織が設立され、防災の基本である自助・共助の考えを町民の皆様が共有できれば、訓練の意義があったものとなると考えております。

気象庁は、6月から8月までの夏の天候のまとめを発表しました。それによると、

夏の平均気温は、北日本、東日本で高かったわけですが、西日本では2003年以来、11年ぶりに低かったということです。降水量は、主に平成26年8月豪雨の影響で、北日本や西日本太平洋側でかなり多く、気圧の谷の影響と太平洋高気圧の西への張り出しが弱かった影響で、西日本の日照時間はかなり少なかったということです。佐久地域も曇りや雨の日が続き、8月下旬の日照時間は、平年比で50%前後になったという発表です。

ことしの気象状況による農作物への影響についてですが、2月の大雪により苗の生産に影響がありましたが、県外での苗の生産に切りかえたり、品目やつくり方、時期の変更等も行って、例年に近い出荷数量を確保しています。現在も、ハウス資材の調達や工事人員不足により再建のめどが立たない農業者もおり、今後の苗の生産が危惧されます。8月上中旬は、長雨、日照不足となりましたが、それ以前が好気象であったことから、平成26年産水稻の作柄はやや良が見込まれます。野菜も、長雨、日照不足により高値で取り引きされています。レタス、サニーレタス、白菜の出荷量が伸びていないため、収穫のよいキャベツの価格も高く取り引きされています。JA佐久浅間御代田管内3支所の8月中旬までの野菜累計では、数量で8,522トン、前年対比99%、金額では16億192万円、前年対比103%となっています。また、8月7日の降雹により、草越地区の一部でレタス、キャベツに被害が発生しました。

さて、本定例会に提案させていただく案件は、事件案1件、条例案1件、一部改正1件、決算案12件、補正予算案7件、報告事項1件の22件です。

条例案につきましては、長野県町村公平委員会に、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町を組織市町とする新たな一部事務組合である佐久市・北佐久郡環境施設組合が本年10月1日に加入するための条例案です。

一部改正につきましては、長野県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、制度が連動している当町の福祉医療費給付金条例を改正するものです。

次に、平成25年度一般会計の決算認定ですが、歳入総額は61億8,011万円で、前年度に比べて8,774万円、1.4%の減額となりました。これは、国庫支出金のまちづくり交付金が4,285万円減額したことと、産地再生関連施設緊急整備事業交付金など県支出金の減額や、緊急防災・減災事業の地方債が5,480万

円減額となったことが主な要因です。

歳出総額は58億2,818万円で、前年度に比べ8,764万円、1.5%の減額となりました。これは、佐久広域連合佐久医療センター整備負担金や新斎場建設負担金などの補助費等が7,815万円増加したものの、道路改良工事や消防詰所改築工事等のまちづくり交付金事業費が減少したため、普通建設事業費が2億2,308万円減少したことが主な要因となっています。

以上、一般会計歳入歳出差し引き額から、後年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ1億4,000万円の決算積み立てを行い、繰越明許により繰り越した財源を除いた1億3,270万円を平成26年度へ繰り越しました。

一般会計の決算の結果から見まして、歳出については、平成21年度から実施したまちづくり交付金事業や、平成23年度からの農産漁村活性化プロジェクト交付金事業など数多くの事業を実施しているため、町民生活のための基盤である道路や排水路、農業のための用水路整備など、目に見える形で着実にインフラ整備を進めることができました。

また、杉の子幼稚園未満児保育施設建設補助金やたんぼぼ保育園増改築補助金により、間接的ではありますが児童福祉の充実を図ることもできました。

決算における各種統計数値については、財政力を示す数値である財政力指数は0.579で、前年度0.578とほぼ同数です。財政構造の弾力性を示す比率である経常収支比率は71.1%、前年度73.9%で、前年比2.8ポイント改善しました。健全化判断比率のうち、標準的な財政規模に対する一般会計等の負担する借金返済額の割合である実質公債費率は5.8%、前年度7.1%で、前年比1.3ポイント改善しました。これら決算に基づき求められる各種数値から、御代田町の財政状況は良好であると判断しております。

次に、特別会計におきましても、それぞれ11特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計、ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づき監査委員の審査に付した上で、今議会において良好な比率を報告することができました。

次に、平成26年度一般会計の補正予算ですが、歳入歳出それぞれ1億7,330万円を増額し、合計63億2,262万円とするものです。

歳入の主な内容は、平成25年度からの繰越金8,270万円や、交付額の確定

した普通交付税 9,418 万円の増額補正と、平成 25 年度に国の補正予算で計上され、地域経済の活性化のための公共事業に使用するがんばる地域交付金の交付額が確定したため、新たに 1,114 万円を計上しました。

歳出の主な内容は、役場庁舎建設のためのメルシャン跡地を地質調査する委託料等として、合計 1,063 万円をお願いしました。このほか、社会資本整備事業として実施している大林児童館の用地補償料として 1,489 万円、がんばる地域交付金の対象事業として、町道維持補修工事に 1,400 万円、平和台町営住宅の解体整備工事費に 1,230 万円の増額補正を計上しました。

また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、6 会計で総額 9,998 万円の増額補正を計上しました。

報告につきましては、平成 25 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

以上、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が説明申し上げますので御審議をいただき、原案どおりの同意と議決を賜りますようお願いを申し上げます。議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第 5 議案第 68 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 5 議案第 68 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） おはようございます。

それでは、議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 68 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 26 年 10 月 1 日から佐久

市・北佐久郡環境施設組合が加入することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月5日 提出

御代田町長

本件は、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町を組織市町とする新たな一部事務組合が、平成26年10月1日付で加入することに伴う協議であります。

これによりまして、団体数は54から55となります。

それでは、4ページをお願いいたします。

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約案でございます。

別表中「、川西保健衛生施設組合」の次に、「、佐久市・北佐久郡環境施設組合」を加える。

附則、この規約は平成26年10月1日より施行するものでございます。

以上、長野県公平委員会からの変更協議がございました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第68号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の

一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第69号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の条例改正ですが、法律の名称変更と、変更された母子及び父子並びに寡婦福祉法に配偶者のない男子の定義が新設されたことにより、県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱が改正されたことに伴うものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満の児童等を扶養している者（以下「父子家庭の父」という。）

第3条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第7 議案第70号 平成25年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第7 議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第70号 平成25年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

別冊の決算書の6ページから13ページまでの歳入・歳出決算書 款項別集計表についての説明につきましては、お手元の資料番号1により行いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

それでは、平成25年度の決算について説明いたします。

町長の招集挨拶にもございましたけれども、決算総額、歳入は61億8,011万4,000円で1.4%の減額。歳出は58億2,818万円で1.5%の減額となっております。

理由も、招集挨拶でありましたので、割愛をさせていただきます。

まず歳入でございます。

科目構成比別に見ますと、款1、町税35.8%、款10、地方交付税が22.2%、ちょっと2ページのほうもごらんいただきながら、款21、地方債が14%、款14、国庫支出金が9.6%、款15、県支出金が4.7%の順となり、町税で0.8ポイント、国庫支出金で1.3ポイント増加いたしまして、地方交付税で0.5ポイント、地方債で1.4ポイント、県支出金で1ポイント、それぞれ減少しております。

自主財源でございます町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計につきましては、27億7,764万1,000円、構成比で44.9%と、前年に比べて4,948万円増加しております。

依存財源でございます地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策交付金、地方特例交付金、国・県支出金、地方債等の合計は34億322万2,000円、構成比55.1%と、前年に比べまして1億3,647万9,000円減少しております。

自主財源は、町税と繰越金が増加したこと、それから依存財源のほうは、まちづくり交付金や産地再生関連施設緊急整備事業交付金など、国・県支出金や緊急防災・減災事業等、地方債が減少したことが要因でございます。

それでは、歳入の主なものの増減とその理由を申し上げます。

町税は総額22億1,290万5,000円で、0.9%増加しました。法人町民税を除く全税目で現年度調定額が増加し徴収率がアップしたことにより、収入額も増加しております。近年の徴収率の向上等によりまして、滞納繰り越し分の調定額が年々減額となり、収入額も減少傾向にございますけれども、総収入額で増加となっております。

なお、徴収率でございますが、現年分では99%、滞納繰り越し分を含めた全体で91.3%となり、現年では0.3ポイント、全体では1.6ポイントと大きく向上しております。

地方譲与税は6,656万4,000円で、3.8%減少しました。自動車重量譲与税が236万9,000円、4.9%減少、揮発油譲与税が23万4,000円、1.1%、こちらの減少しております。

ちょっと飛びますけれども、ゴルフ場利用税交付金ですが、2,070万7,000円の交付で、前年比11万3,000円、0.5%の減少となっております。大浅間ゴルフクラブは49万4,000円の増加、グランディ軽井沢ゴルフクラブは60万7,000円減少しております。

次に、地方交付税でございますが、13億7,443万4,000円で、3.4%減少しております。内訳は、普通交付税で4,913万5,000円減少、特別交付税が33万1,000円、こちらは0.3%増加しております。

普通交付税については、基準財政需用額の増が基準財政収入額の増を下回ったこ

と、それから臨時財政対策債振替額がふえたことにより、交付額が減少してございます。この結果、財政力指数は0.579ということになってございます。

分担金・負担金でございます。1億712万8,000円で、8.9%増加しました。管外保育負担金、保育料負担金の増額によるものでございます。主な負担金の徴収率は、保育料等現年分で99%と、0.4ポイント増となっております。

資料の2ページお願いいたします。

使用料・手数料は、8,330万9,000円で、2.6%増加しました。上ノ林霊園の墓地永代使用料の増が主要因です。

徴収率は、住宅使用料等現年分で99.6%と、1.1ポイント増となっております。

国庫支出金でございますが、5億9,582万9,000円で、14.1%増加しました。まちづくり交付金が4,285万4,000円減少しておりますが、地域の元気臨時交付金8,273万4,000円の増が主要因でございます。

県支出金は2億9,122万円で、18.9%減少しました。産地再生施設緊急整備事業補助金3,233万6,000円や、障害者自立支援特別事業補助金1,689万5,000円の減少によるところであります。

財産収入につきましては1,375万3,000円で、0.8%増加してございます。財政調整基金などの預金利子の増加によるものでございます。

繰入金は696万円で、82.3%減少しております。主要因は、御代田中学校建てかえ事業が完了したことによる教育施設整備基金繰入金の減少、こちらが主要因でございます。

地方債は8億6,830万円で、10.1%減少しました。主要因は、緊急防災・減災事業債、まちづくり交付金事業の減によるものでございます。

その他で、前年度を上回った収入は、配当割交付金で87.4%、株式譲渡所得割交付金で1,280.9%、繰越金で30.8%、諸収入で5%などが増加となっております。

前年を下回った収入につきましては、利子割交付金が15.8%、地方消費税交付金が0.9%、地方特例交付金が12%など、それぞれ減少となっております。

次に、3ページからの歳出の状況でございます。こちら、3ページ、4ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

科目構成比別に見ますと、款3の民生費が25.1%、款1の総務費が17.4%、款8の土木費が14.7%、款12の公債費11.7%、款10の教育費が9.5%の順となっておりまして、昨年に比べ、民生費で0.7ポイント、総務費で1.3ポイント、教育費で1.2ポイント増加しておりまして、土木費4.1ポイント、公債費で0.4ポイントそれぞれ減少しております。

歳出の増減と主な理由を申し上げます。

議会費は7,964万3,000円で、2%減少いたしました。要因は、議会議員選挙の改選に伴う議員報酬手当の減によるものであります。

総務費では10億1,478万2,000円で、6.4%増加しております。要因は、24年度に中型バスを購入したことから、町用車購入費は3,229万4,000円減額しましたが、地域の元気臨時交付金をふるさと創生基金に積立金とした7,680万円、電算システム機器の更新委託料976万9,000円がそれぞれ増額したことによります。

民生費は14億6,530万円で、1.4%増加しております。要因といたしましては、障害者自立支援給付費で1,653万円の増加や、たんぼぼ保育園増改築補助金、杉の子幼稚園未満児保育施設建設補助金の増によるものでございます。

衛生費は5億1,022万円で、1.4%増加しております。主要因は、佐久広域連合佐久医療センター負担金4,718万5,000円と、小沼簡水への繰出金1,003万1,000円増加したことによります。

労働費でございますが、113万円で、13.6%減少いたしました。主要因は、雇用促進事業補助金が30万円減少し、広域勤労者互助会負担金が12万円増加したことでございます。

農林水産業費は3億3,862万1,000円で、18.6%増加しております。下藤塚地区水路改良工事を実施したこと、まちづくり交付金事業等で9,363万2,000円、農産漁村活性化プロジェクト支援金交付事業2,740万9,000円の増額等々によります。

商工費でございますが、6,891万4,000円で、前年比6.1%増加しております。中小企業資金保証料負担金が179万7,000円増加したことや、地域発元気づくり支援金事業120万円増額したことなどによります。

土木費は8億5,727万2,000円で、22.8%減少しました。緊急防災・

減災事業として実施した避難路整備事業が4,333万1,000円の減額や、公共下水道特会への繰出金2,000万円の減、まちづくり交付金事業1億9,469万円の減額などによるものでございます。

消防費につきましては、2億4,759万6,000円で、18.7%減少しました。24年度では、まちづくり交付金事業で実施した4棟の消防詰所5,883万4,000円の減額が主要因でございます。

教育費では5億5,220万6,000円で、12.3%増加いたしました。北小学校の大規模改造工事による9,719万8,000円の増額、中学校外構工事の完了による1,785万円の減額によるところであります。

災害復旧費は1,283万9,000円で、6%減少しました。いずれも町単独の災害復旧で、農林水産業施設関係が318万8,000円減額、公共土木関係で237万5,000円増額となっております。

公債費は6億7,965万7,000円で、5.1%減少いたしました。これも、町長招集の挨拶にもありましたが、エコールみよたの整備事業債について所管が完了したことによってございます。

それでは、決算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出差引残額が3億5,193万4,323円、うち、基金繰入金ということで1億4,000万円、以上が25年度決算の概要でございます。本日、平成26年9月5日、議会に提出するものでございます。

次に、決算書の196ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。一般会計で、単位は千円でございます。

1、歳入総額61億8,011万4,000円、歳出総額58億2,818万円、歳入歳出差引額が3億5,193万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2の繰越明許費繰越額が7,158万5,000円。3の事故繰越し繰越額が764万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の計は、7,922万9,000円となります。実質収支で、こちらは差引額から繰り越すべき財源を引いたものでございますが、2億7,270万5,000円。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ということで1億4,000万円ということになります。次年度繰越額につきましては、実質収支額から基金に積み立てた1億4,000万円を控除した1億3,270万5,000円

となります。

決算書の390ページ以降に、決算に関する説明資料がございます。地方公共団体の会計では、個々の団体ごとに会計の範囲が異なっておりますため、他市町村と財政比較や統一的な把握を可能にするため、地方財政統計上で統一的に用いられる会計区分として、普通会計というものがございます。当町で申しますと、一般会計と、それから住宅新築資金貸付特別会計と小沼地区財産管理特別会計を合わせたもので、その全容を対外的に示すものでございます。この普通会計での決算は、3つの会計を単純に合計することではなくて、会計間の重複を調整していることから、3会計ごとの決算書から簡単にその額を求めることができませんし、一般的に理解しにくい状況がございます。それと、一般会計が普通会計に占める割合が99.8%以上ということになります。つまり、他の2会計合わせましても0.2%に満たないということになってございますので、この資料では、一般会計に特化して説明をさせていただきます。

なお、この390ページから後のうち、別の小割りしてあるページで11から15ページまでの帳票、それと別添、資料番号3、A4の1枚物の資料がございます。決算カードと呼ばれるものでございますけれども、こちらにつきましては、今申し上げた普通会計での決算の数値で作成しておりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

一般会計の決算についての説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。

決算書のページ、143ページにあります都市計画費の住宅リフォーム補助金1,769万7,000円とございますが、この実績と経済効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

平成25年度の住宅リフォーム補助金に関しましては、当初予算1,000万円、補正予算1,000万円の合計2,000万円を実施いたしました。

実績につきましては、申請件数103件で、町内の45業者が施工してございます。

主なリフォーム内容につきましては、外壁、屋根の塗装、サンルームの設置、台所や風呂、洗面所の改修でございます。

経済効果につきましては、補助金額1,769万7,000円に対しまして、消費税抜きで1億2,817万542円の工事が実施されました。よって、約7.2倍の効果があったものと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第8 議案第71号 平成25年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第71号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第71号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

別冊決算書の197ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお願いいたします。歳入・歳出決算書 款項別集計表でございます。
歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。収入済額373万3,860円。こちらにつきましては、土地の貸付料300万円、これはハートピアと雪窓保育園。それから、預金利子が7万3,000円余でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。収入済額で880万円。財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。98万9,996円。前年度からの繰り越しであります。

諸収入、雑入はございません。

歳入合計が、1,352万3,856円ということになります。

次の200、201ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額1,277万1,257円。こちらにつきましては、財産区有林の管理委託料が50万掛ける8区で400万円、草刈り委託料が80万掛ける8老人クラブということで640万円等々が主な支出でございまして、そのほか委員報酬、旅費等でございます。

2の予備費の充当はございませんでした。

歳出合計が、1,277万1,257円となります。

次の202ページをお願いいたします。

歳入歳出差引額75万2,599円となつてございまして、この決算内容につきましては、平成26年8月22日の御代田財産区管理会において同意を得ております。

208ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。御代田財産区特別会計、単位は千円でございます。

歳入総額が1,352万3,000円、歳出総額が1,277万1,000円、歳入歳出差引額が75万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源はございません。

実質収支も同額の75万2,000円ということになります。

説明につきましては以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第9 議案第72号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第72号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第72号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

別冊決算書の209ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算書でございます。

次の210、211ページをお開きください。

歳入・歳出決算書 款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。18万4,922円ということで、土地貸付料が3,000円、基金利子が18万円余りでございます。

それから、款2、繰入金。項1、基金繰入金。425万円でございます。財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、項1、繰越金でございますが、67万5,422円。前年度からの繰り越しでございます。

諸収入、雑入については、収入ございませんでした。

歳入合計で511万344円でございます。

次の212、213ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。479万2,630円でございます。こちらにつきましては、管理土地の管理委託料219万6,000円、それから塩野区の集会所下水道接続で125万円等と支出をしてございます。あとは、委員報酬、旅費等でございます。

款2、項1、予備費の充当はございませんでした。

歳出合計は479万2,630円ということでございます。

次の214ページをお願いいたします。

歳入歳出差引額が31万7,714円となりまして、平成26年8月22日に開催されました小沼地区財産管理委員会の同意を得てございます。

220ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。小沼地区財産管理特別会計、単位は千円でございます。

歳入総額が511万円、歳出総額が479万2,000円、歳入歳出差引額が31万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支も同額の31万7,000円です。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時05分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第10 議案第73号 平成25年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第73号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第73号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出をいたします。

決算書の222ページからお願いいたします。

歳入・歳出決算書 款項別集計表で御説明をいたします。

歳入でございます。

款1、国民健康保険税でございます。収入済額ですけれども、3億8,341万2,254円で、前年度に比べまして1,981万5,967円の減となっており、4.9%の減でございます。現年度の徴収率は、94.9%でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。国保税の督促手数料としまして34万462円でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。2億9,755万4,715円で、療養給付費国庫負担金、高額療養費共同事業負担金等でございます。

項2、国庫補助金でございます。調整交付金が主なものでございます。1億178万1,000円でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございます。高額療養費共同事業負担金と特定健診負担金で、1,123万70円でございます。

項2、県補助金でございます。財政調整交付金が主なもので、7,789万4,000円でございます。

款 5、項 1、療養給付費交付金でございます。1 億 1,057 万 2,191 円で、退職被保険者の療養給付費が主なものでございます。

款 6、項 1、前期高齢者交付金でございます。2 億 7,162 万 4,983 円で、前期高齢者の支出額及び前期高齢者の占める割合から算出されております。

款 7、項 1、共同事業交付金でございます。1 億 6,077 万 9,887 円で、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

款 8、財産収入。項 1、財産運用収入でございます。32 万 96 円で、基金の利息でございます。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金でございますが、8,341 万 3,355 円で、一般会計から保健指導事業費等の繰り入れと、保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

項 2、基金繰入金でございます。基金の全てを取り崩しまして、1 億 732 万円でございます。

款 10、繰越金でございます。繰越金額 3,600 万 2,889 円で、前年度に比べまして 7,658 万 7,868 円の減となっております。

款 11、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料は、延滞金としまして 344 万 3,356 円でございます。

項 2、受託事業収入でございます。個別健診個人負担金 26 万 6,000 円でございます。

項 3、雑入でございます。交通事故に伴う医療給付費、国保資格喪失後の国民健康保険証使用に伴う医療費の返還分でございます。113 万 7,017 円でございます。

収入合計額ですが、16 億 4,709 万 2,275 円でございます。

続きまして、224 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございます。382 万 3,278 円。こちら、委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項 2、徴税费でございますが、賦課徴収費としまして 355 万 948 円でございます。

項 3、運営協議会費でございます。6 万 6,000 円でございます。国保運営協

議会委員報酬でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費でございますが、8 億 8,586 万 8,273 円で、前年度より 1,293 万 5,018 円の増でございます。療養給付医、療養費等でございます。

項 2、高額療養費でございます。1 億 1,347 万 5,891 円で、高額療養費でございます。

項 3、出産育児一時金でございます。798 万 3,990 円、19 人分の補助でございます。

項 4、葬祭諸費でございます。60 万円で、20 人分でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金でございます。2 億 3,310 万 2,413 円で、後期高齢者医療費の市町村国保が負担する支援金でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございます。23 万 9,761 円で、前期高齢者の納付金でございます。

款 5、項 1、老人保健拠出金でございます。事務費の拠出で、8,649 円でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございます。1 億 708 万 887 円で、国保加入者の介護保険第 2 号被保険者に係る納付金でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございます。1 億 6,947 万 184 円で、高額医療費と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございます。731 万 1,302 円で、特定健康診査の事業費等でございます。

項 2、保健事業費でございますが、1,616 万 6,256 円で、保健指導を行う職員の賃金と、人間ドックの補助等でございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、2,112 万 8,390 円で、療養給付費国庫負担金返還金が主なものでございます。

款 11、予備費については支出がありませんでした。

歳出合計額ですが、15 億 6,987 万 6,222 円でございます。

226 ページをお願いします。

歳入歳出差引残額でございますが、7,721 万 6,053 円でございます。

250 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、国民健康保険事業勘定特別会計、1、歳入総額16億4,709万2,000円、歳出総額15億6,987万6,000円、歳入歳出差引額7,721万6,000円、翌年度に繰り越すべき財源はございません。実質収支額ですが、7,721万6,000円でございます。

説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

1点お伺いしたいんですが、決算書の228ページをお開きください。

このページの、款1、国民健康保険税についてなんですが、一番上のところを見ていただければありがたいんですが、不納欠損が833万6,071円ございます。そして、収入未済額が8,998万4,350円で、合計しますと9,832万421円との決算報告ですが、この金額は、25年度取り崩してゼロ円となりました積立基金1億700万円に匹敵する金額となっております。

そこでお伺いしたいんですが、不納欠損の内訳と収入未済額については、何年に幾らぐらいずつ未収になったかっていう年度別の内訳、それから、今年度、平成26年度に債権時効を迎えるであろう金額、それと、これらに対する未収金対策ということをちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 茂木康生税務課長。

（税務課長 茂木康生君 登壇）

○税務課長（茂木康生君） お答えいたします。

まず、不納欠損の内訳でございますが、833万6,000円、117件ございますが、執行停止中の時効が89件、671万8,000円、それから執行停止後3年経過したということで17件、134万2,000円、それから即時消滅が11件、27万6,000円となっております。これが、25年度不納欠損した内訳でございます。

今、執行停止という言葉がございましたが、執行停止の理由としましては、滞納

処分をすることができる財産がない、あるいは滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫、困窮させる恐れがあるという場合、それから、処分及び滞納処分することができる財産がともに不明の場合、それから即時消滅の理由としては、外国人の方が多いんですが、海外転出や相続人不存在というような形で不納欠損をさせていただいております。

次に、収入未済額の年度別の内訳でございますが、先ほど8,900万円とありましたが、25年度分が1,965万1,000円、現時点繰り越した分になります。それから、24年度分が1,458万6,000円、23年度分が1,276万9,000円、それからさらに相当前にまであるんですが22年度以前分が4,297万8,000円となっております。

また、債権時効を迎える予想金額との御質問でございましたけれども、これは毎年不納欠損をしてる額というふうに私ども理解しておりますけれども、徴収率、先ほど保健福祉課長からも申し上げましたが、徴収率の向上、それからいろんな滞納処分をしておりますが、こういったことが進んだことによりまして、25年度が830万円というふうに報告がありますけれども、この830万円は下回るというふうに予想しております。

それから、未収金対策ですが、当然、広報を随時行っておりますが、広報はもとより、督促状、催告書の文書通知を始め、電話催告、自宅訪問、預貯金それから生命保険、土地家屋等の財産調査を重ねた上で、差し押さえ処分などしております。

また、電話催告をかなり重要視して行っておるんですけれども、電話催告も通一遍の1度ではなくて、計画的に本当に綿密に連絡をして、納税を促しております。具体的に申し上げますと、いついつ納めていただけますかという約束をした上で納めたことを確認したり、また再度日にちを確認したりとか、何度も繰り返して納税を促しております。それから、調査についても、広く何度も重ねて実施しておるところでございます。その結果が、徴収率の向上と未収金の減額につながってきておるといふふうに理解しております。

また、国保税につきましては、いわゆる国民健康被保険者証、通常は保険証といっておりますが、この保険証の更新時に、短期保険証あるいは資格証明書の交付を行ってるわけですが、この交付を通じて、やはり働きかけを行っているところでございます。

もう一点、いろんな滞納整理等を行ってる中で感じてることでございますが、税を滞納されてる人たちは、誰もそうだとは思いますが、総じて税を忌避、いわゆる避けているというような感じを受けております。よくわからない、あるいは来づらいなど、さまざまな理由があるかと思いますが、本当にこちらから連絡や通知を差し上げても、無視や放置をしてる方が多いというのが現状でございます。

しかしながら、申告や届け出の手续あるいは相談や連絡をすることで、とりわけ国保税なんです、税の軽減や、あるいは還付により負担が軽くなるケースが相当あります。ですから、私どもも、単に滞納分について納付をしていただくというようなことだけではなくて、きちんと手続をしたり、いろんな形で、こちらからこうやるといいというようなことを具体的にお教えしたりとか、いろいろなことをやってるんですが、そういった連絡や働きかけもしております。

とりわけ、国保につきましては、社会保険に加入したにもかかわらず手続をしていないケース、あるいはまた逆のケースも見受けられるということで、うちのほうも未収金を納付していただくのではなくて、こうした方々の全体の生活を見ながら、今言った手続等を含めたケアを未収金対策として進めており、このことが非常に重要になってるのかなというふうに感じております。ですから、税に理解を深めていただき、納付できるように対策を進めてるといふふうに御理解いただければありがたいかなと思います。

ちなみに、こちらに滞納処分をして、言葉は悪いんですが、うちのほうが差し押さえをしたところ、大きい金額がヒットして、いわゆる10万、20万の単位で差し押さえすることがあるんですが、そういう方になると、慌てて役場に来られて相談すると、きちんと申告をしてなかったりとか、所得もあんまりなかったりとか、きちんとやれば、国保税ですぐ30万、40万、いわゆる滞納金額が200万とかいろいろある方いらっしゃいますけども、そういった方も軽減の対象になったりして、税額自体が減ることがありますので、そういった、今申し上げましたような対策も進めながら未収金対策を進めてるといふことで、御説明にしたいと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、税務課長のお答えの中で、資格証明書、それから短期保険証

というお話が出たんですが、以前、資格証明書、これについては、御代田町が県下の中でも発行枚数が比較的多い自治体ということで認識してはるんですが、今現在の状況はどのようになってるんでしょうか。これは、保健福祉課長……

○議長（笹沢 武君） 茂木康生税務課長でよろしいですか。税務課長。

○税務課長（茂木康生君） 滞納、いわゆる納付によって刻々と数字は変わっておりますが、例えば、今度10月に保険証が切りかわるといふ形になりまして、先般も関係者が集まりまして、その関係の会議をやりまして、資格証明書が確か90名ちょっと。今のままでいきますと、今度更新したときに95名ぐらい、ちょっと今数字申し上げられないんですが、95名程度が資格証明になるという形で進みます。だから、その間にまた納めていただければ、それが短期になったり、全部1年間の保険証になりますが、現在九十数名ぐらいになるかというふうに思います。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） いずれにしましても、住民の生活の状況等をよく見ていただいて、なるべく納税がきちんといくように努力をしていただければありがたいと思います。これで質疑を終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第74号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 第11 議案第74号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書14ページをお願いいたします。

議案第74号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出をいたします。

決算書の252ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書 款項別集計表で御説明をいたします。

歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料でございます。収入済額1億8,758万1,284円で、対象者の増加によりまして、前年度より896万854円の増となっております。5.0%の増でございます。現年度徴収率は、98.56%でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。106万2,700円で、介護予防事業の負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。督促手数料としまして、5万2,200円の収入でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。1億6,538万2,991円で、介護給付費負担金で、前年度より797万8,653円の増でございます。

項2、国庫補助金でございます。5,928万7,589円で、調整交付金と地域支援事業の交付金でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございます。2億6,747万2,000円で、介護給付費交付金、地域支援事業交付金でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金でございます。1億3,240万4,548円でございます。介護給付費負担金でございます。

項2、県補助金。455万2,490円で、地域支援事業交付金でございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入でございます。基金利子としまして、2万3,928円でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。1億3,951万5,000円で、一般会計から介護給付費、包括的支援任意地域支援事業等の繰り入れでございます。

項2、基金繰入金でございます。基金から151万5,000円の繰り入れでございます。

款9、繰越金でございますが、2,741万2,764円でございます。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございます。延滞金としまし

て、18万9,780円でございます。

項2、サービス収入でございますが、267万2,840円で、介護要支援1、2の方の居宅介護予防サービス計画費でございます。

項3、雑入については収入がありませんでした。

収入合計ですが、9億8,912万5,114円でございます。

続きまして、254ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、総務費でございます。1,358万8,520円で、認定調査員の賃金、賦課徴収経費等でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、8億9,685万5,244円で、前年度より3,016万6,357円の増となっております。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等でございます。

款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費でございます。1,187万8,113円でございます。介護予防としまして、一次、二次予防の費用に関するものでございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費でございます。2,159万9,840円で、地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。

款4、項1、基金積立金は、4万9,000円でございます。

款5、項1、諸支出金でございますが、50万5,728円で、保険料等の還付経費でございます。

款6、項1、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、248万3,329円でございます。

款7、項1、ボランティアポイント事業費でございます。12万6,500円で、33名分でございます。

款8、予備費については支出がありませんでした。

歳出合計額ですが、9億4,708万6,274円でございます。

256ページをお願いいたします。

歳入差し引き残額3万7,972円でございます。

294ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計でございますが、

歳入総額 1 億 1,255 万 4,000 円、歳出総額……。

○議長（笹沢 武君） 違うわ、そこは。今言ってんのは、後期高齢者だよ。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 申しわけありません。間違えました。申しわけございません。ちょっと戻らせていただきます。

○議長（笹沢 武君） その前に言ったのも、ちょっと間違えてましたよね。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 済いません。大変失礼いたしました。ちょっと戻らせていただきまして、256 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございますが、4,203 万 8,840 円でございます。

続きまして、278 ページをお願いいたします。

こちら、実質収支に関する調書でございますが、介護保険事業の勘定特別会計でございますが、歳入総額でございます。9 億 8,912 万 5,000 円、歳出総額 9 億 4,708 万 6,000 円、歳入歳出差引額 4,203 万 8,000 円、翌年度に繰り越すべき財源はございません。実質収支額としまして、4,203 万 8,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 12 議案第 75 号 平成 25 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 12 議案第 75 号 平成 25 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 15 ページをお願いいたします。

議案第 75 号 平成 25 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法の規定によりまして、別冊のとおり提出をいたします。

決算書の 280 ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書 款項別集計表で御説明をいたします。

歳入でございます。

款 1、後期高齢者医療保険料でございます。収入済額としまして、7,872 万 1,600 円でございます。75 歳以上の被保険者の保険料でございます。現年度徴収率は 99.73% でございました。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料でございます。督促手数料でございます。2 万 8,200 円でございます。

款 3、繰入金。項 1、一般会計繰入金でございます。2,928 万 6,000 円で、事務費、保険基盤安定、保険事業費に対する繰り入れでございます。

款 4、項 1、繰越金でございますが、前年度からの繰越金としまして、252 万 2,496 円でございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。延滞金としまして、1 万 3,400 円でございます。

項 2、償還金及び還付加算金の収入はありませんでした。

項 3、雑入でございます。198 万 3,078 円。人間ドックに対する特別調整交付金、健診事業費、広域連合支出金でございます。

歳入合計でございます。1 億 1,255 万 4,774 円でございます。

続きまして、282 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございます。401 万 2,617 円。委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項 2、徴収費でございます。賦課徴収経費としまして、36 万 2,722 円でございます。

款 2、項 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1 億 602 万 4,529 円で、保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款 3、保健事業費。項 1、健診事業費でございます。106万1,934円でございます。後期高齢者の健診委託料でございます。

項 2、保健事業費。98万5,000円。こちらは人間ドックの補助金でございます。

款 4、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金は、支出はございませんでした。

款 5、予備費につきましては、支出がありませんでした。

歳出合計額ですが、1億1,251万6,802円でございます。

284ページをお願いいたします。こちら、歳入歳出差引額としまして、3万7,972円でございます。

続きまして、294ページをお願いいたします。実質収支に関する調書としまして、後期高齢者医療特別会計でございますが、収入総額1億1,255万4,000円。歳出総額1億1,251万6,000円。歳入歳出差引額3万7,000円。翌年度に繰り越すべき財源はございません。

実質収支額としまして、3万7,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきましょう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第76号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第13 議案第76号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第76号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の296ページ、297ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入でございます。

款1、県支出金。項1、県補助金で、収入済額21万8,000円でございます。償還推進事務費に対する4分の3補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。収入済額508万3,000円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款3、繰越金でございますが、2,875円。平成24年度からでございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。収入済額が153万9,936円でございます。改修4件、宅地17件、新築18件の分でございます。

歳入合計が、収入済額684万3,811円。現年分、平成32年7月が最終納期となっております。

次の298ページ、299ページをごらんください。歳出でございます。

款1、土木費。項1、住宅費。支出済額31万889円でございます。口座振替の手数料、切手、消耗品等の事務費でございます。

款2、公債費でございます。支出済額652万8,952円。起債元金利息償還金で、計画どおり行っております。

歳出合計が、歳出済額683万9,841円でございます。

次の300ページをごらんください。歳入歳出差引残額3,970円。平成26年度へ繰り越します。

続きまして、306ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額が684万3,000円。
2. 歳出総額が683万9,000円。
3. 歳入歳出差引額が3,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 3,000円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第77号 平成25年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第77号 平成25年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書17ページをごらんください。

議案第77号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の308ページ、309ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。御代田町簡易水道事業特別会計、歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額300万3,000円で、主なものとしまして、新規加入金22件がございました。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。7,179万8,093円。水道料金、現年と滞繰でございます。

項2、手数料。59万8,600円。工事手数料及び閉開栓の手数料などがございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。79万3,247円。基金利息でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。337万5,600円。小沼簡易水道按分経費によるもので、一般会計より繰り入れてございます。

款 5、繰越金でございますが、462万9,688円。平成24年度からの繰り越しでございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料でございますが、6万8,324円。水道料延滞金でございます。

項 2、雑入。1万8,100円。金抜き設計手数料などでございます。

歳入合計は、8,428万4,652円でございます。

次の310ページ、311ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。3,884万6,253円で、主なものとしまして、浅麓水道の受水費、起債償還などでございます。

項 2、施設管理費。962万8,022円。検針委託料、西軽井沢配水池耐震診断などでございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費でございますが、支出済額647万8,500円。西軽井沢地区配水管布設工事などでございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。1,890万5,482円。小沼簡水への人件費、電算などの按分経費でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費でございますが、80万円。基金の積み立てでございます。

款 5、予備費。項 1、予備費はございません。

歳出合計は、7,465万8,257円でございます。

次の312ページをごらんください。歳入歳出差引残額962万6,395円で、平成26年度へ繰り越しいたします。

続きまして、322ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 8,428万4,000円。
2. 歳出総額 7,465万8,000円。
3. 歳入歳出差引額 962万6,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額が962万6,000円でございます。

以上のとおり、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

(午後 0時00分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長(笹沢 武君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先ほどの日程第10 議案第73号 野元議員の質問に対して、保健福祉課長、古畑洋子課長の答弁を許可いたします。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 先ほど、野元議員からの質問に対する回答でございますが、9月1日現在の資格証の方の人数でございますが、73人でございます。以上でございます。

―――日程第15 議案第78号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第15 議案第78号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書18ページをお願いいたします。

議案第78号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の324ページ、325ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。小沼地区簡易水道事業特別会計、歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額945万円。こちらは、主の

ものといたしまして、新規加入金 64 件分でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 8,429 万 5,964 円。水道料金で、現年と滞繰分でございます。現年分は 97.1%、1.44 ポイント増となっております。

項 2、手数料。収入済額 110 万 100 円でございます。工事手数料、閉開栓手数料などでございます。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。収入済額 140 万 2,066 円。基金利息でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。収入済額 3,063 万 9,882 円。御代田簡水との按分、それと一般会計でございます。

款 5、繰越金でございますが、収入済額 603 万 7,840 円。24 年度からの分でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。2 万 5,200 円。水道使用料の延滞金でございます。

項 2、雑入。3 万 1,301 円。金抜き設計手数料、廃棄メーターの収入でございます。

歳入合計が 1 億 3,298 万 2,353 円でございます。

次の 326 ページ、327 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。支出済額が 8,455 万 5,682 円。主なものといたしまして、職員人件費、起債償還金委託料などでございます。

項 2、施設管理費。支出済額が 1,578 万 9,484 円。検針委託料、水質検査の負担金でございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費でございますが、支出済額 594 万 3,000 円でございます。塩野、舟ヶ沢地区の工事とかでございます。

款 3、繰出金。他会計への繰出金でございますが、196 万 8,000 円。御代田簡水への按分分でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費でございますが、1,700 万でございます。基金積み立てでございます。

款 5、予備費はございません。

歳出合計、1 億 2,525 万 6,166 円でございます。

次の 328 ページをごらんください。歳入歳出差引残額 772 万 6,187 円でございますが、26 年度へ繰り越します。

続きまして、340 ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 1 億 3,298 万 2,000 円。
2. 歳出総額 1 億 2,525 万 6,000 円。
3. 歳入歳出差引額が 772 万 6,000 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額が 772 万 6,000 円でございます。

以上のとおりでございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 16 議案第 79 号 平成 25 年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 16 議案第 79 号 平成 25 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 19 ページでございます。

議案第 79 号 平成 25 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

別冊決算書の 342 ページ、343 ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。公共下水道事業特別会計、歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。収入済額 2,157 万 1,800 円。受

益者負担金でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 2 億 7,967 万 9,246 円。下水道料金でございます。不納欠損額が 70 万 2,341 円でございます。相続人不存在が 2 件、廃業法人 2 件、行方不明などが 28 件でございます。負担金の現年が 95.56%、使用料の現年が 97.22%でございます。

項 2、手数料。収入済額が 27 万 8,900 円。指定工事店申請手数料、督促手数料などでございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金でございます。460 万円でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金が 1 億 8,000 万。一般会計でございます。

款 5、繰越金でございますが、収入済額 833 万 1,164 円。24 年度からのものでございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。180 万 7,143 円。延滞金がほぼでございます。

項 2、雑入。15 万 8,620 円でございますが、金抜き設計手数料でございます。

款 7、町債。収入済額が 1 億 4,420 万円で、資本費平準化債などがございます。

歳入合計は、6 億 4,062 万 6,871 円でございます。

次の 344 ページ、345 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。支出済額が 1 億 6,675 万 4,680 円でございます。主なものといたしまして、施設管理の委託料、汚泥処理負担金等でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費でございます。支出済額 4 億 6,668 万 1,447 円でございます。起債元金利息償還金でございます。

予備費につきましては、ございません。

歳出合計は、支出済額 6 億 3,343 万 6,127 円でございます。

次の 346 ページをごらんください。歳入歳出差引残額といたしまして、719 万 744 円でございます。平成 26 年度へ繰り越します。

続きまして、358 ページをごらんください。実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 6 億 4,062 万 6,000 円。

2. 歳出済額 6億3,343万6,000円。
3. 歳入歳出差引額 719万円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額も同様に719万円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第80号 平成25年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第80号 平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書20ページでございます。

議案第80号 平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の360ページ、361ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。農業集落排水事業特別会計、歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。収入済額8万4,955円。草越・広戸事業組合からの受益者負担金でございます。修繕費等の約7%となっております。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額897万3,720円。下水道の使用料でございます。現年分が99.7%となっております。0.14%減となりました。

手数料。収入済額 3,200 円。督促手数料でございます。

款 3、繰入金。項 1、他会計繰入金。収入済額 1,700 万円でございます。一般会計からでございます。

款 4、繰越金。収入済額が 204 万 2,627 円でございます。24 年度からでございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料はございません。

歳入合計は、2,810 万 4,502 円でございます。

362 ページ、363 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。支出済額が 964 万 6,074 円でございます。主なものといたしましては、光熱水費、施設管理委託料、修繕費などがございます。

款 2、公債費でございますが、支出済額が 1,698 万 2,240 円。こちらは、起債元金利息償還金でございます。

予備費は、支出ございません。

歳出合計は、2,662 万 8,314 円でございます。

次の 364 ページをごらんください。歳入歳出差引残額 147 万 6,188 円を平成 26 年度へ繰り越します。

続きまして、372 ページをごらんください。実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 2,810 万 4,000 円。
2. 歳出総額 2,662 万 8,000 円。
3. 歳入歳出差引額が 147 万 6,000 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額が 147 万 6,000 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 18 議案第 81 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 18 議案第 81 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 21 ページでございます。

議案第 81 号 平成 25 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

決算書の 374 ページ、375 ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。個別排水処理施設整備事業特別会計、歳入。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額 533 万 9,880 円。施設使用料でございます。徴収率、現年 99.02% で、前年と同率でございます。

項 2、手数料。収入済額 1,000 円で、督促手数料となっております。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金が 700 万円でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款 3、繰越金。収入済額 53 万 9,987 円。24 年度からの繰り越しでございます。

款 4、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料はございません。

歳入合計は、1,288 万 867 円でございます。

次の 376 ページ、377 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、衛生費。項 1、保健衛生費。支出済額が 624 万 2,002 円でございます。施設管理委託料が主でございます。

款 2、公債費。支出済額 593 万 8,218 円。起債元金利息償還金でございます。

予備費はございません。歳出合計は、1,218 万 220 円でございます。

次の 378 ページをごらんください。歳入歳出差引残額 70 万 647 円。平成 26 年度へ繰り越します。

続きまして、384ページをごらんください。実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 1,288万円。
2. 歳出総額 1,218万円。
3. 歳入歳出差引額が70万円でございます。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額は70万円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成25年度決算審査の結果を、ここに御報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成25年度御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元の定例会資料22ページ以下に記載のとおりでございます。

決算審査意見書は、第1、審査の概要、第2、審査の結果、第3、決算概況、第4、審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させ

ていただき、第1、第2、第4について御報告させていただきますことを御了承ください。

第1に、審査の概要であります。

まず、平成25年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してございます。これら審査対象について、第一次的に、去る8月13日から8月15日までの間、事務局による予備審査を行いました。その後、土日を除き、8月13日から8月22日まで、私と、議会選出の内堀恵人監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これら決算書は法令に準拠して作成されているか、決算書の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の5点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を視査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ、証券類の実査や金融機関への確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果もあわせ考慮して、審査をいたしたところであります。

第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2に、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についての御報告であります。

次に、決算審査を行いました過程での、私ども監査委員の全般的所見を申し述べさせていただくこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これにかえさせていただきますことを御了承ください。

なお、例年のことではありますが、課ごとの個別の疑問や問題点については、重要性の原則に鑑み、その都度御注意申し上げており、その後に改善された事例も少なくないところであります。

ただし、今なお、複雑かつ現実的でない条例規則もあり、結果として大きな実害はないものの、条例等の順守からはいかかなものかと思われるものが散見されますので、当日御出席の管理者の皆さんには、所管する条例、規則、要綱等について、再検討をお願いいたしました。

なお、講評を引用したことから、表現が多少ごちないところもありますが、よろしく御寛容いただきたいと存じます。

さて、今回の決算審査は、代表監査委員としては最後になりますので、決算審査講評に先立って、監査の基本について、以前に申し上げたことではありますが、重ねて2点ほど申し上げます。

1点目は、監査の指導性と批判性についてであります。それは、ままたま、前またはもとの監査委員に比較し、監査結果の意見が生ぬるいのではないかと、以前の監査委員はもっと辛辣だったとの感想を聞くことがあります。どうもその趣旨は、具体的な個々の条例違反や事務処理の間違えを意見書に記載しないことにあるようであります。

監査委員の任務として、例月現金出納検査、定期監査、決算審査を通じて会計監査と行政監査を行い、それぞれについて報告書を提出していますが、決算審査については、議会で、口頭でも報告をしております。この報告に当たり所見を申し述べていますが、個別の要改善事項や事務的なミスを具体的に指摘はしておりません。個別に、議案については、監査等の場において、問題を指摘し改善を要望しているからであります。

監査の目的について、不正や誤謬を発見し、これを報告書に記載すべきという批判性重視の見方があります。これに対し、重要な法令違反や不正は別として、全体への影響度も少ない個々の誤謬、再発がないようかじ取りすべきとの指導性を重視

する見方もあります。

私の監査報告は、従前の監査報告に比べ、多分に生ぬるいと感じられるのは、私のポリシーが指導性に力点を置くことから、軽微な個々の法令、条例違反や事務的ミスを列記、羅列しないことによるものであります。

例えば、ある市の定期監査の報告書に、使用していないワープロが倉庫等に長期間保管されているとの指摘がありました。これなどは、保管状況の立ち会いの際に、処分をするよう指導すればよいことで、定期監査報告書に記載するまでもないのではないのでしょうか。

ちなみに、これについて市当局に対応措置の回答を求めています。市側の回答は、速やかに処分するよう努めます。速やかに処分しましたではありませんでした。別に、他市町村の監査報告をとやかく言う気はありませんが、このような批判記載が地方自治法による「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことになるのか疑問に思わざるを得ません。

監査の基本の2点目です。近代監査は、一部を見て全体の妥当性を判断する試査が原則であることは言うまでもありません。ちなみに決算審査の場合、関係書類を上げていただきますけど、歳入歳出で約6万点ございます。これを、とても全て見るなんてことはできませんので、何点かを抜き取りして調べるということをいたしております。

試査を前提とするためには、内部統制制度が充実している必要があります。ここに言う内部統制とは、最近の国際会計基準から要請される大企業を対象とする、いわゆる投資ファンド等の機関投資家からの投下資本の効率的運の期待に応えるための内部統制システムではなく、監査固有の内部牽制と内部監査からなる内部システムのことです。

すなわち、一つの業務の独断専行を排し、仕事の分割を通じた相互牽制を業務組織に組み込み、さらに当該牽制制度の維持と確認を目的とする内部監査制度の2者により構成されております。

業務を分担して遂行し、相互に牽制することが内部牽制であり、それが守られているかのチェックが内部監査であります。

監査制度には、内部監査と外部監査があります。監査委員監査は、組織の長である首長の指示により行うものではありませんので、ここで言う内部監査には該当し

ませんことを念のため申し添えました。

町の現状を見ると、最近では内部牽制に意を用いるようにはなりましたが、内部監査については、予算統制の意味でチェックはありますが、前述の内部統制の一環とした意味での内部監査体制はないに等しいのではないのでしょうか。

監査委員は、地方自治法第2条第15項による、組織の合理化についても意を払う必要があるとされております。このことから、町の組織に内部監査業務の明文化を期待するものであります。

なお、このことは、監査部門の新設を期待するものではなく、隣接課の課長が月に1回程度、チェックリストに従って順守事項が守られているか否かを確認すれば、牽制効果が得られます。

組織が大きくなる、人がいない等の、できない理由を考えていただく必要は全く期待していない旨を、念のため申し上げたところでございます。

次いで、平成25年度の検査、監査、審査を通じての講評として、9点ほど申し上げます。

第1番目は、公用車とは何かについてであります。

「公用車」とは何でしょうか。「車」は道路交通法による「車両」であることで、特段の問題はないと思います。さて、「公用車」となるとどうでしょうか。行政における用語としては、公共団体が所有する車両とリース契約等を権限とする専有する車両のことではないのでしょうか。

なぜこのようなことを申し上げるかということ、ある学校の監査資料の一部に、事故対策マニュアルにおいて、生徒の校内事故発生時の対応に、「公用車で病院に同行し」との文言がありました。これを受けて、学校には公用車はないのではないですかと質問いたしました。これに対し、「公用車」はありますと、かたくなに主張されました。その理由として、教員は年度始めに「自家用車公務使用届」を出しているからとのことでした。

同届けを出したからといって、個人の私有車両である自家用車が行政財産たる公用車になるわけではありません。教育職員であっても、行政で使用する用語については、正確な理解に努めてもらうこととともに、現に勤務する町の条例等についても、理解を深めていただきたいと思います。

ちなみに、公用車は町の保険の対象ですが、公用中の自家用車は町の保険の対象

にはなりません。現に、教育委員会制定の取扱要領には、先ほどの「使用届」は登録で、実際に公務に使用する場合には、その都度、あらかじめ校長の承認をとる旨が定められております。

もつとも、緊急時にこのような承認手続をとることは現実的ではありません。この種のマニュアルを準備することは大切ですが、各種マニュアルの策定に当たっては、現実を踏まえた実施可能な文案を作成することが大事ではないでしょうか。

2番目は、災害時避難マニュアルについて申し上げました。

最近では、官民を問わず危機管理に対する意識が高まりつつあることは、それなりに評価すべきことと思います。この危機管理に関連したマニュアルづくりも、いろいろな分野で進められております。学校の監査でも、災害時避難マニュアルについての説明がありました。これに対し、同僚監査委員により、このマニュアルに基づいた避難訓練を行ったか否かの質問がありました。答えは否でありました。

学校保健安全法第29条の定めもあり、各学校では、学校防災マニュアルが整備されていますが、文部科学省の学校防災マニュアルによれば、マニュアルは机上で作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた事前の避難訓練等で、繰り返し指導することが大切である旨が述べられております。

マニュアルには、これを作成することが目的でなく、マニュアルの運用により、効率的な業務を遂行したり、災害時等の安全をより確保することが目的であることは、言うまでもないのではないのでしょうか。改めて、災害は忘れたころにやってくるという言葉の思い起こしていただきたいと思います。

とりわけ、児童生徒の教育のみならず、その安全についても、統括責任者としての教育委員会におかれては、県職員である教職員についても、その指導力を発揮されることをお願いいたしました。

3番目は、指定管理者についてであります。

指定管理者制度については、平成22年度の決算審査報告において申し上げたことがございます。その際は、法律で定められている指定管理者の義務事項を、条例で免除することが妥当なのか否かについて申し上げました。

さて、町民の多くが利用される指定管理者の対象となる施設に、交流センター、いわゆる公民館があります。この公民館については、各地区の皆さん方は、地元公民館等が区のもの、もしくは自分たちのものとの意識が強いようです。町から区が

管理者に指定されているとの認識はないようです。町の公有財産の管理の面からも、その所有関係を明確にする必要があります。

これら公民館等の管理は、平成15年の地方自治法の改正により、地域の区、いわゆる地縁団体を指定管理者に指名できるようになったことから、ほとんどの公民館等は、地元区に管理運営を委ねることになりました。

この指定管理者制度は、町が町民の福祉向上に資するために設置した「公の施設」のさらなる能率的、効率的に活用するため、民間の活力を援用することを目的に制度化されたものであります。すなわち、指定管理者の前提として、対象施設が「公の施設」であることが絶対条件であります。

それでは、この公の施設とはどのような施設が該当するのでありましょうか。

4番目は、この公の施設についてであります。

公の施設については、地方自治法第244条に規定されているように、次の要件に当てはまる必要があります。

1に、住民の福祉を増進する目的を持って設けるものであること。

2、住民の利用に供するためのものであること。

3、当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること。

以上の3つに「住民」というのがありますが、地域の住民でなく、当該地方公共団体の住民であることを御記憶ください。

さらに、4番目として、物的施設であること。

5、地方公共団体が設けること。の5点であります。

現在事業が進められているクライנגルテンを例に上げると、本年3月の議会の説明では、「農林水産費に計上しておりますクライングルテン事業、都市住民との交流や耕作放棄地の拡大防止を図るなどを目的として、本条例案は、面替地区で事業を進めております滞在型農園を、公の施設として条例で定める」との説明がありました。

公の施設は、あくまでも地方自治法に定める先ほどの要件をクリアするか否かが重要で、条例制定に当たっても、「先に結論ありき」ではなく、憲法第94条、地方自治法第14条のように、「先に法律ありき」を意識されるよう申し上げました。

なお、平成25年度では、クライングルテン等の事前調査費などが執行されているようですが、平成27年の開設までには、改めて公の施設か否か検討し、関係条

例の見直しも必要ではないでしょうか。

指定管理者制度を適用するに当たっては、改めて対象施設が「公の施設」に当たるか否か、基本的なチェックが不可欠であります。

5番目は、利子補給金受給者に関するものであります。町の要綱に、「経営健全化支援資金等利子補給金交付金要綱」があります。これは、御代田町の商工業振興を図るため、いわゆる「制度融資」、自治体から銀行等が預かった預託金を用いて融資するものですが、この制度融資を借り受けた者に、借入金の利子の一部を補助しようというものです。

この要綱では、補助金受給者の資格要件は、余り具体的には記載されていません。しかし、条例を定める趣旨である御代田町の商工業の振興を図るためということから、町内に本店を有する法人事業者や、町内に住所を置く個人事業者が、補助金申請可能者であることは、記載されていなくても推察はされております。他市町村の類似制度では、その旨を明記しているものもございます。

それでは、町外に本店のある町内営業所は、利子補給金の申請ができるのでしょうか。町内営業所等は不可との記載がないから可能であるという見方もあるようです。

しかし、法人が町内で営業所等として商工業を営んでいても、営業所長には、もう一つの要件である制度融資を受ける資格はありません。法人が金融機関等から制度融資を受けることができるのは、本店の代表取締役でなければならないのは金融取引の原則であります。

自治体内部では行政知識だけでもよいかもしれませんが、外部の事業者との関係は、民法や商法の制約を受ける取引実務の一般知識も必要になります。職員の皆さんには、町内での行政知識のみならず、外部での実務知識についても、自己研鑽を要望いたしました。

第6は、権利能力なき社団であります。

現金出納検査の過程で、町内各区に支給される「行政事務委託費」の振込先リストの提出を求めました。一覧表の口座名義には、区の名前だけで、個人名のないものが大半でありました。区の名前だけの預金口座は開設できません。この一覧表を作成した担当者に、民法総則と金融取引実務についての理解の欠如が否めません。

ところで、いわゆる行政区とはどのようなものなのでありましようか。軽井沢町

のホームページからコピーをすると、地区ごとに『区』という自治組織があります。この区は、自分たちの住むところは自分たちでよくしようという自助・共助の考えから、住民が自発的につくった組織です。地域の防災や高齢社会への対応など、同じ地区で暮らす人同士が助け合い、安心して暮らせるコミュニティづくりのために活動を行っています。」とあります。つまり、一定地域の人々による仲よしクラブのような集団であります。

私たちの日々生活する社会は、我々のような自然人と、法律によって自然と同じように権利・義務の主体となることが認められた法人とから構成されています。法人には、国や地方公共団体などの公法人と私法人があります。私法人は、財産を基礎とする財団法人と会社のような人の集合をベースとした社団法人とがありますが、いずれも法律による手続を経て認められます。

いわゆる行政区は、人の集団ではありますが、法律で言う社団法人ではありません。したがって、「区」としては権利の主体とはなれず、区の名前での預金口座を開設することはできません。

しかし、現実社会では、各種の人の集まりである町内会、PTA、各種同好会等の社団があり、法人と同様の社会活動をしています。そこで、現実と妥協するための制度が、表題の「権利能力なき社団」という制度です。本来的な「法人」ではないので、不動産の所有登記もできませんし、ここで問題とする預金口座も区名単独ではできません。個人名の上に「〇〇区代表鈴木太郎」とか、「〇〇区会計鈴木太郎」とかいうように、頭書きを付記しないと口座開設はできません。

このことから、さきの一覧表の口座名に区名のみが大半と言いましたが、金融機関の取引先としては、区名の次に個人名が必ずあるはずであるものを御注意申し上げます。

7番目は、新聞記事に関連したことについて一言申し上げます。

昨年末の読売新聞長野県版に、長野県建設業厚生年金基金の不正事件についての特集記事が掲載されていました。横領が可能であった原因について何点か説明していました。そのうちの1点は、基金の事務長が、銀行預金通帳と銀行取引印の2点を1人で管理していた。管理というより、単に保持していたと言うべきではないでしょうか。

日ごろ、検査、監査の過程で、とりわけ、公金外現金について、事務担当者が単

独で通帳と印鑑を保持していないか質問し、その改善をお願いしてきました。このことは内部統制のイロハですが、世間には今なお見受けられるようで、その原因は、当該担当者に任せてあるとの認識のようですが、業務を任せるにしても、事故があった場合には、任せた委任者にも責任があることを心してもらいたいものであります。

この委任者の責任は、現預金に限らず日常業務全般に言えることで、いわゆる管理者責任がこれに相当いたします。

世間では、現預金の不祥事があると、内部統制の欠如が原因であったと言います。我々も、反面教師として、外部の不祥事の記事を見たら、当町では問題がないか振り返ることも必要ではないでしょうか。その際には、先ほど申し上げた内部牽制と内部監査を意味する内部統制を思い出していただきたいと思います。

8番目は、いわゆる2次会、3次会であります。

現金出納検査の過程で、外部で行われる懇親会や情報交換会の帰途に、タクシーや運転代行を利用される事例がまま見受けられます。必要に応じ利用されるのでしようから、基本的に監査委員が口を挟む事柄ではありません。

ただ、その使用が、いわゆる2次会、3次会の帰途での使用であると問題なきにしもあらずではないでしょうか。所定の手続を経ての支出でもあり、重要性の原則から、関係書類を取り寄せる等、詳細な内容確認はいたしておりません。対外業務の中には、飲食を伴うものもあります。このような場合に、あらかじめ配車に留意されることと思いますが、2次会、3次会に関係したタクシー等の利用については、いろいろな意味で問題なきにしもあらずであります。関係者の皆さんには、特段の配慮が必要ではないかと思えます。

ちなみに労災保険の例ですが、判例では、2次会の帰途に階段から転落したが、2次会は業務に該当しないとして労災が適用になりませんでした。このような判例に鑑みて、2次会以降は公務外であり、このような場合に、公金によるタクシー代等の支出には、合理的な支出根拠があるか疑念を抱かざるを得ないところであります。

さらには、2次会、3次会の帰途、交通事故に巻き込まれても、公務災害の認定が受けられるか否かの問題もあり、単なる交通費の支出以上の大きな問題に至ることも心していただきたいことを付言させていただきました。

最後の9番目は、複式簿記に関することについて申し上げました。

ことし4月から、2つの簡易水道事業が統合されることとなり、これまでの収支会計から複式簿記による公営企業会計制度が導入されることとなりました。

いわゆる収支会計は単式簿記、企業会計は複式簿記とされています。消費経済の大規模化したのが官庁会計で、ごくごく一部の例外を除き、今なお現金収支会計、すなわち単式簿記が実践されております。

巷間、複式簿記は、貸借対照表が作成できるが、単式簿記ではこれができないと言われております。

しかし現実には、単式簿記である収支会計の町の簡易水道事業でも、今回の統合にあたり、財産目録を作成し、これから貸借対照表を作成しています。複式簿記では、収支会計にあたるものが、現金勘定として同じ内容が記録されております。収支会計でも、帳簿を離れて、複式簿記の土地勘定や、未収金勘定に相当する、土地台帳や未納金簿としての記録をしており、集計資料としては存在しております。

したがって、複式簿記の導入といっても、現実には、現在と同じような財務ソフトによる実務処理ですから、借方、貸方というような専門用語に惑わされる必要はないのではないのでしょうか。

ただ、複式簿記の導入により、経営の効率化に寄与するようなことが言われることもありますが、経営の効率化に寄与するのは、記帳制度ではなく、複眼的な視野で物を見る、管理者の皆さんの複式簿記的感覚にあると思います。

ちなみに、我が国には、300万前後の複式簿記で経営されている企業があり、その9割以上は赤字企業だと言われております。

経営の効率化は記帳制度にあるのではなく、あくまでも仕事を遂行される管理者のマネジメント志向にあることを肝に銘じていただきたいと申し述べたところであります。

なお、念のため申し添えますと、総務省では、ことしの5月に、複式簿記の導入を前提とした地方公共団体の財務システムの整備促進を統一的に進める旨を、大臣通達が、全国市町村長宛てに発せられております。当町にも来ているはずであります。

複式簿記の導入は、時代の趨勢であり、時間の問題になっております。

以上の9項目の決算審査の所感を申し上げ、さらに1点、幹部職員の心構えにつ

いてお願いいたしました。それは、御高承のとおり、地方公共団体の財政は単年度主義が基本でありますと言いながらも、長期計画を作成することがどこの自治体でも行われております。当然に、この長期計画は、予算の裏づけがあるものではなく、後々の議会の予算承認権を拘束するものではありません。

長期計画もまた、当該地方公共団体にとって、将来の方向性を示す重要な指針であります。さりながら、新規プロジェクトの妥当性、効率性いかにについて質問を受けた場合に、議会の承認を受けた長期振興計画に書いてあるからというような説明や発言は慎んでいただきたいと思います。

しかしながら、単年度主義に縛られて先を見ないことも、また困ります。町の財政は、原則として単年度主義の予算に縛られますが、皆さんの思考力を縛るものではありません。

ちなみに、最近携帯電話といえは多機能携帯電話、いわゆるスマートフォンですが、先駆的なスマホには、今のアップル社から、2007年、7年前に発売されたiPhoneがあります。開発者の、亡くなられたスティーブ・ジョブズが、発売前、25年前に描いた基本デザインが残されているそうです。25年後の開発商品とほとんど変わらないものだったそうです。

我々は、スティーブ・ジョブズようにはいきませんが、常々、数年先の時代の変化を見つめつつ仕事をなさっていただきますことをお願いし、講評を終わらせていただきました。

最後になりますが、現在総務省では、監査委員制度を広域による監査制度に変更する意向もあるようですが、当面は現行の監査委員監査制度が維持されるものと思われれます。

議会は、首長同様に、町民の選挙により選ばれた議員により構成されております。いわゆる二元代表制であります。この二元代表制の維持発展のために、議会に付されている権限として、検査権、監査請求権、調査権等があり、議会の監視機能と言われているものであります。

言葉をかえれば、議会による執行部側に対する内部監査機能ではないでしょうか。ぜひとも、適宜この監視機能を発揮され、監査委員制度と相まって、よりよい町行政の遂行がなされるよう祈念するものであります。

議員の皆様には、決算審査のこの場をお借りしてお願いする次第であります。

来年の決算審査、講評は、新たな代表監査委員が担任されますが、ここに、これまでの議員の皆様の側面的な御援助に厚く御礼申し上げ、決算審査の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。御清聴に感謝申し上げます。

(拍手)

○議長（笹沢 武君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

―――日程第19 議案第82号 平成26年度御代田町一般会計補正

予算案（第4号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第82号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の23ページをお開きください。

議案第82号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,330万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,262万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページからの第1表 歳入歳出予算補正については、資料番号4で説明させていただきますので、そちらをごらんください。

歳入でございます。

款1、町税。項2、固定資産税。既定額から1,970万円の減額でございます。こちらにつきましては、土地で380万余、家屋で400万余、それから償却資産

で1,180万余、それぞれ実態として課税額が小さくなってきてございます。これによる減額でございます。

項6、都市計画税でございますが、こちらも土地、家屋での減額が大きく、70万円の減額をお願いしたところでございます。

款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金でございますが、こちらは確定によりまして40万9,000円の増額をお願いしてございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税でございますが、既定額に9,418万6,000円を増額をお願いするものでございます。こちらも確定による増でございますが、こちらは、法人町民税の大きな減によりまして、基準財政収入額が大きく減少したことによりまして、交付税額がふえたものでございます。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金でございます。既定額に1,253万4,000円を増額するものでございまして、がんばる地域交付金1,114万1,000円ほか、地域介護推進交付金200万円等々でございます。

款15、県支出金。項2、県補助金でございますが、609万4,000円の増額でございます。農地情報システム補助金ということで、これは511万1,000円、100%補助。それから新規就農支援補助150万、1名分計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

項2、委託金でございます。44万6,000円、こちらについては、県知事選挙委託金で、50万等々でございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金でございますが、こちらは470万円の減額でございます。財政調整基金からの繰り入れ、大雪対策のために取り崩しを計画したものでございますが、470万円を減額するものでございます。

款19、項1、繰越金でございますが、8,270万5,000円の増額で、繰越金確定により、1億3,270万5,000円を予算額とするものでございます。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、116万6,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、2月の大雪で発生いたしました建物災害への共済金126万2,000円の計上であります。

歳入合計といたしまして、既定額に1億7,330万3,000円を増額し、63億2,262万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費でございますが、1,401 万円の増額補正。こちらは、メルシヤンの地質測量、樹木の調査等の経費でございます。

項 4、選挙費。50 万円の増額でございます。県知事選関係で、投開票事務者の手当てということで計上であります。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。既定額に 865 万 6,000 円の増額補正でございまして、軽自動車の購入 135 万円。これは、推進交付金の充当、それから障害者国庫補助金返還金で 301 万 9,000 円、過年度分です。それから介護保険特会繰出金で 220 万 3,000 円。

項 2 の児童福祉費でございますが、1,514 万 4,000 円の増額補正でございます。児童館用地の補償料として 1,489 万 2,000 円が主なものでございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費でございますが、既定額に 431 万 4,000 円を増額するものでございまして、予防接種等医師委託料 835 万 3,000 円でございますが、こちらは水痘及び成人肺炎球菌の接種が定期化されたことによって、大きく増額となっております。

項 2、清掃費でございます。既定額から 1,256 万 5,000 円を減額するもので、し尿処理負担金、それから生ごみ処理負担金、これは 25 年度の清算により、それぞれ 1,040 万 4,000 円、それから 358 万 8,000 円を減額するものでございます。

款 6、農林水産業費。項 1、農業費。606 万 8,000 円でございます。電算システム改修委託料、国庫補助の 100%補助 506 万 1,000 円。それから新規就農補助金が 150 万円等々であります。

項 2、林業費。既定額に 62 万 8,000 円の増額でございますが、これは松くい虫防除委託料ということで計上であります。

款 7、項 1、商工費でございます。既定額から 109 万 5,000 円の減額でございます。こちら婚活の関係、元気づくり支援金不採択のため、これを予算から除外するものでございます。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。128 万 8,000 円の増額でございますが、県道改良負担金ということで、新たに計上であります。

項 2、道路橋梁費でございますが、1,459 万 3,000 円という計上でございます。町道維持補修工事として 1,400 万円、こちらにつきましては、がんばる

地域交付金を充当する必要がございまして、整備箇所については未定でございますが、なかなか補助対象とならないような箇所を整備する予定で、これから検討に入っております。

次のページをお願いいたします。

同じく、項４、都市計画費でございますが、既定額から１,２３１万６,０００円を減額するものでございます。公共下水道特会への繰出金が１,４６２万４,０００円の減。住宅リフォーム補助金で２２０万円と、半端な額が計上されてございますが、大雪で申請を取り下げた分１１件分を、新たに計上をさせていただいております。

項５、住宅費でございますが、１,２３０万円の増額補正でございまして、これは平和台の町営住宅の解体費用を盛り込みました。

款１０、教育費。項４、社会教育費でございますが、８４万３,０００円の増額補正でございます。複合文化施設エコールの入り口の鉄骨の塗装修繕等々で６４万８,０００円。それから文化財保存整備委託料１８万円等々であります。

項５、保健体育費につきましては、既定額から４７７万８,０００円を減額するものでして、グラウンドの復旧工事の入札差金等を減額するものです。

歳出合計は、これちょっと資料が誤っておりますけれども、既定額に１億７,３３０万３,０００円を増額しまして、６３億２,２６２万円とするものでございます。ちょっと資料の合計金額のところ、歳出合計のところ、誤っておりますので、訂正をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

井田理恵議員。

（２番 井田理恵君 登壇）

○２番（井田理恵君） 議席番号２番、井田理恵です。

ただいま説明をいただきました、確認というか質問ですが、議案書の中の９ページ、実際に説明は資料番号でいただきましたけれども、９ページの款１４、項２番、国庫補助金、目１、総務費国庫補助金の中の１,２１２万２,０００円の中の説明に

は、がんばる地域交付金ですけれども、これにつきまして、総務費として交付金としてきているという説明を受けました。

それが実際には1,114万1,000円でございますね。それは、土木費の中の道路改良ということで、歳出で、20ページの款8、項2、道路橋梁費、がんばる地域交付金で1,114万1,000円、そのまま土木費のほうに投じられるということで、確認でよろしいでしょうか。

そして、このがんばる地域交付金というのは、新しい交付金だと思いますけれども、これについて少し説明をいただきたいと思います。

これは、もしかして地域の元気創造プランとか、そういう国からのものなんでしょうか。

その目途を教えてくださいたいと思います。交付金としての目途を教えてくださいたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

歳入のほうの国庫支出金、国庫補助金の款1の総務費国庫補助金の、目1の総務費補助金の中に、がんばる地域交付金という状況がございまして、1,114万1,000円の額が、今回計上させていただいております。

これは、実際には公共事業に使用しなさいというような縛りのあるお金はお金なんですけれども、入ってくる時は総務費、一般財源というような形で入ってまいります。ですから、ここに位置づけをして、道路橋梁費に充当をしたという状況でございます。

これで、昨年来、国が、地方公務員の給与の削減だとか、そういった状況の中で、頑張ったところには交付をしますという状況でやってきたものなんですけど、実は、この分散の方法が、非常に中身を正していきますと、理不尽といいますか、乱暴な配分をしているものであることは間違いありません。

私ども、最初に、第1次で申請をしたときには、たしか六十数万円ぐらいしか該当になるものがなかったと、それから、隣の小諸市あたりは、この時期にごみ焼却場の金額を大きくのせてますんで、長野市を上回るような交付金が小諸市にはきておりますので、そういった状況の中で、御代田町は頑張ってなかったのかという状

況になるんですけれども、その辺のところ、単年度の計上をした予算で配分をしますんで、非常にこれは、本来であれば、ここで言っても届かないところなんです。御代田町は、南小学校の大規模修繕があったからこの金額になりましたけれども、そうでなかったら六十数万円しかないと、御代田町はそんな頑張り方しかしてないのかということになると、本当に頑張ったところへ、気持よく、それぞれが納得するような配分をしてきてるのかなというのは、私どもが、調査といういろいろな情報を収集してきたところでは、直感したところなんです。これは参考までに申し上げて、こんな回答でよろしいでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 今説明いただきましたけれども、それでは、確認ですけれども、がんばる地域元気交付金というのは、目途というのは自治体の裁量に任せるといって、総務ということなので一回入ってくるけれども、それはどの部門に使ってもいいということでしょうか。

特に、国や県からきてる、正式な、例えば、プランとしてイノベーションとか、そういうことで幾つか項目があって、その中に当てはまるように使えと、そういうようなことはないんですか。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） この事業につきましては、充当できるものが決まっております。隣の小諸市では、同じ項目の事業でも細分化されたところで集計にのせられるものと、御代田の場合でやってるものがほとんどのらないものだったという状況でございます。

ですから、どこへ充当したという状況の数字を、基礎をつくり出すものはございますので、そこへ充てたというような形になりますので、町としては、普段補助事業の採択になりづらい状況の道路改良、小さな道路改良を積み上げた状況のところ、1,400万円を充当したということで、用途については、そういう建設事業に充てなさいという状況はきております。

○議長（笹沢 武君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） わかりました。

じゃ確認です、最後に。建設事業のほうに、用途として使うようにということでございますね。わかりました。ありがとうございます。

それでは、全部そのまま、補助対象にならないようなところを補修、改良したりするということで、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

26年度の一般会計補正予算で、2点ほどちょっと確認したいんですが、1点目、今、企財課長の収入のところ――済いません、予算書の11ページ、12ページ、ちょっと開いていただきたいんですが、11ページの諸収入の雑入、企財課長の説明で町有建物災害共済金ということで、入ということでは理解できたんですが、次の12ページ、12ページの目5、財産管理費で説明欄で建物災害共済負担金、これが126万4,000円ということでのっかっているんですが、これはただ単に保険料を掛けるということだと私のほう捉えたんですが、保険料というのは多分毎年ある程度の金額が決まっていて、当初予算にのせるべきものなんじゃないかなと思うんですが、なぜこちらの補正予算のところで保険料という項目が出てきたのかなってというのがちょっとわからなかったものですから、その御説明と、それから、25年度の決算書に、多分保険料ということで417万4,409円という決算項目があるんですが、25年度についてはこの建物火災共済金というのが含まれているのかどうかという、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

今回の補正に計上した建物共済負担金は、被災した町有建物に対し、町に支払われる共済金をこの建物の指定管理者に支払うものであります。

当初予算に計上されております建物共済保険料とは異なるもので、一般的に――一般的にといいますか、保険料として計上されるものは、12節の役務費で大体計上されます。それから、今回計上している建物災害共済負担金というのは19節で負担金補助及び交付金でやっていますので、名称的には掛金のように誤解をされるかもしれないんですけれども、これは実際には社会福祉協議会が指定管理者になっ

ていますので、そちらで修繕をしていただきましたので、おりてきた保険料は負担金という形でトンネルで出すという形のもので。

ですから、お問い合わせの決算のほうは、12節で417万4,000円何かが計上されていますので、これは純粹に保険料でございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 丁寧な御説明ありがとうございます。十分理解できました。

もう1点お伺いしたいんですが、今度は16ページをちょっと開いていただきたいんですが、これも今課長の資料説明のほうで予防接種ということで800万円強増額補正の説明は受けました。これも肺炎球菌ワクチン、それと水ぼうそうのワクチンということでの説明受けましたので理解はできるんですが、それに鑑みて、実はこちらの「やまゆり」の9月号、こちらの8ページ、説明が載っております。水ぼうそうワクチンの定期接種が始まります。それから、高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種が始まりますという断定的な言葉で説明されているんですが、国でやる施策であるので、町の予算が議決された、されないというのは話は置いて、一応まだこの御代田の議会では議決されていないのにもかかわらず、何でこういった広報で断定的な言葉を使って説明されているのかなというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） ただいまのことに対しましてお答えいたしますけれども、まず初めに、今回の件につきまして、事前に議会に説明をせずに広報で住民の方にそのようなお伝えしたことについては大変申しわけございませんでした。本当にこれは心からおわびいたします。申しわけありませんでした。

この件につきまして、状況の説明でございますが、予防接種の施行令の一部改正に伴いまして、水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種の定期化が10月1日から施行されることに伴いまして、今回は予防接種にかかわる医師委託料を補正したものでございます。

予防接種法の施行令の一部改正の詳細の説明でございますが、説明の時期6月の25日に初めて県で説明がございました。その際に、県のほうからは肺炎球菌ワク

チンの自己負担額についても統一はできませんということで、市町村独自で定めてくださいというような説明がございましたが、こちら同じような地域で接種するわけでございますので、自己負担額に余りの大きな差が出てはいけないということで、7月の7日ですけれども、佐久地域の自治体が集まりまして自己負担額の検討会を行っておりまして、そこで自己負担額を決めていったといういきさつがございまして、今回の会議で補正をということでお願いしているものでございます。経過はそのような状況でございますが、本当に事前に議会に説明をしなかったということについては、大変申しわけなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） いつもいろんな重大な大きな問題があったときには、議会のほうに事前にお話をいただけるというようなことを確認されているかと思っておりますので、ぜひ、まだ議決をされていないものについては確定的な文書を外に流すというのはいかななものかなと思っておりますので、御注意をいただきたいということで質疑を終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方、挙手願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

先ほど企財課長の説明でありましたページ21ページの土木費、都市計画総務費の住宅リフォーム補助金220万円ということだったので、ちょっと新規事業にしては数が半端だなというふうに思ったわけですけど、説明の中では25年度の事業の中で大雪によって完成ができなかった人への救済措置ということで、非常によかったなというふうに思っているところですが、これについてはもう工事とかも終わって対象となる方への周知というのはもうできているのかというのが1点と、それから同じく21ページの土木費の住宅管理費の町営住宅修繕工事1,230万円という内容でしたけど、先ほどの説明では、平和台の住宅の解体ということのお話でありました。大体何棟分くらいの計画なのか、今後どのような計画があるのか、その点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 最初の質問と2つ目の質問で一緒でいいですか。

○12番（市村千恵子君） いいです。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

先ほどの住宅リフォーム補助金220万円の件でございますが、議会が終わらないと周知もできないものですから、その辺は御承知願いたいと思います。

○12番（市村千恵子君） あっ、そうですね。

○建設水道課長（大井政彦君） 2点目でございますが、住宅管理費、町営住宅1,230万円の工事内容ということでございます。平和台団地の取り壊し工事費でございますが、この取り壊し事業につきましては、県道借宿小諸線のつくしんぼ保育園交差点から現在の町営住宅までの町道児玉荒町線の拡幅を見据えながら、ことしから調査のほう実施しておるんですが、昨年から取り壊しを実施し、平成25年度は集会所と2棟、6戸の取り壊しを実施したところでございます。

今年度につきましては、昨年度から入居者に転居をお願いしている中で、3棟から4棟の取り壊しを見込んで、当初750万円を予算計上いたしましたが、今回移転可能な状況を踏まえて、全部で6棟22戸、22世帯の取り壊しができるという見通しとなりましたので、ここで補正予算をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 済みません、じゃあ今年度で大体終わるということですか。

来年度の計画というのもある程度あるわけですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 見込みとしては、大体にはなるとは思いますが、また、もしだめな場合とかまだ残っている場合は、来年度もお願いするつもりではございます。とりあえず今回の道路事業につきましては、来年度から工事のほう入っていく予定ではおるんですが、今回の都市再生整備総合交付金事業につきましては、町営住宅の手前まで、町営住宅の誘致程度までは計画しているものですから、必要最小限そこまでは実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 3時03分）

（休 憩）

（午後 3時18分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第20 議案第83号 平成26年度御代田町御代田財産区特別

会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第83号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の24ページをお開きください。

議案第83号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成26年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,299万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年8月22日の御代田財産区管理会において同意を得てございます。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。歳入。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額から70万円を減額するものです。

款3、項1、繰越金。75万1,000円、既定額に75万1,000円を増額するものでございます。

款4、諸収入。項1、雑入でございますが、既定額に3万9,000円を増額補正するものでございまして、これは立木伐採の補償料ということでございます。

歳入合計、既定額に9万円を追加補正しまして、1,299万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

繰越金と基金の調整でございましたので、歳出では、予備費にそのまま9万円を増額補正いたしまして、歳出合計、既定額に9万円を増額いたしまして、1,299万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第84号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第84号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第84号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成26年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,365万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この予算案につきましても、平成26年8月22日に小沼地区財産管理委員会で同意を得てございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。歳入。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額から30万円を減ずるものでございます。

款3、項1、繰越金。既定額に31万6,000円を増額するものであります。

歳入合計で既定額に1万6,000円を追加し、1,365万円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

繰越金と繰入金の調整でございますので、歳出では、予備費に1万6,000円を追加いたしまして、歳出合計で1万6,000円を追加し、1,365万円とするものでございます。

説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第85号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第22 議案第85号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第85号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,517万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,594万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金でございます。補正額でございますが、保健指導事業費交付金予定に伴いまして、100万円の増額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、退職医療費給付交付金ですが、交付決定により849万5,000円の減額でございます。

款6、項1、前期高齢者交付金でございますが、交付額確定によりまして19万2,000円の減額でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、保健事業実施に伴い職員2名分の人件費を一般会計から国保特別会計へ組み替えるため、64万

3,000円の増額でございます。

款10、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金確定に伴いまして、7,221万6,000円の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額6,517万2,000円を増額いたしまして、17億1,594万8,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございます。補正額でございますが、第三者行為求償の見込み額の増によりまして1万円の増額でございます。

項2、徴税费でございます。N T T回線の使用料見込み増によりまして、3,000円の増額でございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費は財源変更でございます。

款3、項1、後期高齢者支援金でございますが、後期高齢者支援金確定によりまして、53万5,000円の増額でございます。

款6、項1、介護納付金でございます。介護納付金額確定によりまして、391万3,000円の増額でございます。

款8、項2、保健事業費でございますが、469万3,000円の増額でございます。保健事業実施に伴いまして、保健師、栄養士の賃金の一般会計から組み替えるためのものがございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございます。特定健康診査国庫負担金確定等によりまして、13万5,000円の増額でございます。

款11、項1、予備費でございますが、5,588万3,000円の増額でございます。

歳出合計ですが、補正額6,517万2,000円を増額いたしまして、17億1,594万8,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 3 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 3 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 2 7 ページをお願いいたします。

議案第 8 6 号 平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 2 6 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 2 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 5, 6 8 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款 4、国庫支出金。項 2、国庫補助金でございます。補正額でございますが、前年度の地域支援事業実績に伴いまして、1 1 万円の増額でございます。

款 5、項 1、支払基金交付金でございますが、こちらも前年度の地域支援事業実績に伴いまして、1 0 8 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金でございます。2 2 0 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。システム改修とサポーター養成事業確定に伴いまして、包括的支援・任意地域支援事業繰入金でございます。

款 9、項 1、繰越金でございます。前年度繰越額の確定に伴いまして、3,903万8,000円の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額 4,243万7,000円を増額いたしまして、10億5,681万4,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございます。補正額でございますが、介護報酬改定に伴うシステム改修としまして、14万3,000円の増額でございます。

款 3、地域支援事業費。項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、介護報酬改定に伴うシステム改修としまして、30万3,000円の増額でございます。

款 5、項 1、諸支出金でございますが、介護給付金国庫分と支払基金分の確定に伴う返還金としまして、1,137万円の増額でございます。

款 6、項 1、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、補助金額確定に伴いまして、185万1,000円の増額でございます。

款 8、項 1、予備費でございますが、2,877万円の増額でございます。

歳出合計でございます。補正額 4,243万7,000円を増額いたしまして、10億5,681万4,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

奥田議員。

（5番 奥田敏治君 登壇）

○5番（奥田敏治君） 議席番号5番、奥田敏治。

今提案のあった中で、予備費、ページで言うと3ページの一番最後の1項目前で、予備費が3,578万6,000円、これだけあるので財政的な余裕と見てよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えをいたします。

この予備費が余裕があるかということでございますが、一見余裕があるようには見えますが、高齢者の数、月ベース、年間ベースで給付費は年々増加しているところでございますので、決して余裕がある状況とは言い切れないと思います。

○議長（笹沢 武君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） 心配だけど、これ以上の増額の補正予算を組む心配はないということでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 今後の見通しを見ていかなければわかりませんが、前年度確かに給付費が抑制できた状況にあると思いますが、それには3点ほど上げられます。

まず1点目は、5期計画の中の小規模多機能を盛り込んでおりましたけれども、それが実施されていなかったということと、2点目としましては、2月の大雪の影響がございまして、1月分のサービス分と比較しまして865万6,000円ほど減額となったということと、あと3点目は、適正化事業の効果が徐々に始まっているという、そのような状況で給付費が当初よりも抑制できたのかなというふうに考えておりますので、今後の状況を見ていかなければ何とも言えません。

○議長（笹沢 武君） 奥田敏治議員。

○5番（奥田敏治君） これをもって私の質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第87号 平成26年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第24 議案第87号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 28 ページをごらんください。

議案第 87 号 平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

次の補正予算書の 1 ページをごらんください。

平成 26 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 843 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,586 万 5,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

次の 2 ページをごらんください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金でございますが、既定額に対しまして 120 万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、交付金事業費の額の確定による減額でございます。認可区域等の変更設計、耐震基本設計検討、BCP 策定、処理場の耐震実施設計等の委託業務でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に対しまして、1,462 万 4,000 円の減額をお願いするものでございます。補正後の歳入歳出の差額分としてお願いいたします。

款 5、繰越金でございますが、補正額 619 万円の増額をお願いするものでございます。平成 25 年度からの確定による増額でございます。

款 7、町債。項 1、町債。既定額に対しまして 120 万円の増額をお願いするものですが、平成 25 年度までの借入総額の変更に伴う資本費平準化債の増額でございます。

よって、歳入合計額が 843 万 4,000 円の減額補正をお願いし、6 億

7,586万5,000円とするものでございます。

次の3ページをごらんください。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に対しまして592万5,000円の減額をお願いするものでございます。主に汚泥処理負担金、処理場の長寿命化実施設計委託の減額でございます。

款2、公債費でございますが、既定額に対しまして250万9,000円の減額をお願いするものでございます。平成15年度借入分の利率見直しに伴う利子償還金の減額でございます。

よりまして、歳出合計は843万4,000円の減額となりまして、6億7,586万5,000円となります。

次の4ページをごらんください。

「第2表 地方債補正」変更。

起債の目的、公共下水道事業でございます。補正前の限度額3,030万円に80万円を減額しまして、補正後の限度額を2,950万円とするものでございます。

次の下の段でございますが、起債の目的、資本費平準化でございます。こちらは補正前の限度額1億2,200万円に200万円を増額しまして、補正後の限度額を1億2,400万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ補正前と同じでございます。したがって、補正前の合計限度額1億5,230万円を120万円増額いたしまして、補正後の合計限度額を1億5,350万円とするものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田健一郎です。

1点お聞きしたいんですが、歳出の中で公共下水道建設事業費の細目のところに御代田浄化管理センター長寿命化計画設計ですね、この委託料が減額されておって、

もう一つは、浄化センターの耐震詳細設計の委託料740万のっていますけども、これ具体的に上のあれを減額する理由、この辺もうちょっと説明いただきたいと思っています。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 減額の理由でございますが、一言で簡単に申し上げますと、当初の設計額からの入札差金、そういったものが発生しまして、入札した際の設計額よりもかなり減額したというものでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 極端なことを言うと、だどけね、入札差金が出たからこれが要らないというのはちょっとおかしいんじゃない。資金の流用というようなことになるんじゃないの。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 失礼しました。濟いませぬ、細かくお答えできなくて。そうです、先ほど申されているように、逆に入札差金が出たところで、今度は耐震の工事をするための実施設計を740万円をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） この差金というのを特に関係することじゃなくて、長寿命化計画の設計というのが、どうして消えちゃったのかということ、それから当然管理センターの耐震性を向上するための設計をするということは、もうこれ当然あっていいことなんですけど、どうしてここの長寿命化設計委託というやつが消えちゃったのか、それをお聞きしたいの。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。的確に答弁ください。ちょっと待ってください。

土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えいたします。

長寿命化の設計委託料を耐震に一本化したという形でございます。耐震設計に一本化して発注をすることによって、金額も若干抑えられるという状況での予算の歳

出項目の変更ということで、910万円を減じまして740万円を新たに加えるという形で双方の設計ができるという見積もりで、財政課としてはこういう予算を通しました。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員、最後の質問になります。

○10番（池田健一郎君） 明確な説明でわかりました。当初の課長の説明はちょっと内容が違っていましたですね。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第88号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備

事業特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 議案第88号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第88号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,390万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。

款3、繰越金でございます。平成25年度からの確定によるもので、既定額に対しまして69万9,000円の増額をお願いするものでございます。

よって、1,390万6,000円になります。

次の3ページをごらんください。歳出。

款2、公債費でございます。平成15年度借入分の利率見直しによる償還額の確定によるもので、既定額に対しまして3万1,000円の減額でございます。

予備費につきましては、歳入歳出の調整による増加でございまして、既定額に対しまして73万円の増額をお願いするものでございます。

歳出合計額は69万9,000円でございます。合計1,390万6,000円となります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第26 報告第6号 平成25年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 報告第6号 平成25年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

報告第6号 平成25年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明をいたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政健全化に関する比率を次のとおり報告をいたします。

記といたしまして、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率でございますが、これは普通会計の赤字額の標準財政規模に対する割合をいまして、当町では一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計を普通会計としておりまして、その収支は全て黒字であるため、算定結果はマイナスとなり、数値なしとなっております。

それから、連結実質赤字比率でございますが、これは地方公共団体全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいまして、一般会計及び特別会計の11会計全ての収支が黒字となったため、算定結果はマイナスとなり、数値なしとなっております。

実質公債費比率でございますが、これは地方公共団体と一部事務組合、それから広域連合等を含めた公債費負担の割合をいまして、標準的な財政規模に対して、実質的に公債費として支出した額の割合を算定するもので、町の公債費のほかに町特別会計や広域連合、一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費に充当している額などを用いて算定をいたします。

平成23年度から25年度の3カ年の平均で5.8となりまして、昨年度よりも7.1%から1.3%減となっております。

それから、将来負担比率でございますが、これは町全体と一組や広域、公社等の持つ負債で、基金や特定歳入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいまして、町の会計全体と広域連合、一部事務組合、土地開発公社等について将来負担が必要と見込まれる額を算定しました。将来負担の見込み額は、地方債の現在高が増加したため、将来負担額が増となった一方で、公営企業等繰越見込み額が減となりまして、基金残高が伸びたことにより減少してございます。将来の財源により、充当が可能な範囲であるため、算定結果はマイナスとなりまして、数値なしとなっております。

次に、2の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計——公共下水道特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、個別排水処理施設特別会計、それから小沼地区簡易水道事業特別会計、御代田町簡易水道事業特別会計、これらの会計において単年度の資金に不足が生じていないため、こちらもいずれも数値なしとなっております。

報告については以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

議案上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果の御報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元の定例会資料の最後のほうに、30ページの2に記載してございます。

私と議会選出の内堀監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めたところでございます。

個別に申し上げますと、平成25年度の御代田町の一般会計に健全化法による特

別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は計上されておられません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定はされておられません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当町は、7.1であり、前年度より1.3改善されております。これは、3カ年の単年度数値の平均値として算定する関係から、平成22年度単年度の6.88が計算対象から外れ、平成25年度単年度の3.1%が新たに計算対象になったことであります。

各単年度の数値は、この決算書の後半部分、決算説明書の6ページですか、中央の部分、後ろのほうの決算説明資料ですね、6ページに、左側のページで、その中央あたりにH21からH25まで、これを3年間平均するというところでございます。

ちなみに、今回は25年度ですけど、24年度の7.1は、長野県下58町村の上位3分の1に含まれており、県内町村と比較しても、総体的にも良好な状況にありました。今年度はまだ県のほうでも集計できていませんけれども、7.1が5.8になっていますので、当然に上位にあるのではないかと推察されるところであります。

なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、この面からも問題はないものと判断されます。

また、起債許可となる起債許可基準は18%ですので、これについても問題はございません。

さらに、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が算定されませんので、結果として計算できておりません。

財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、これにつきましても問題はございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見でございます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

この第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の30ページの3に記載されてございます。

この審査に当たりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施しました。その結果、水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業の平成25年度決算は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましては、数値が算出されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正改善を要すると指摘すべき事項は特段ございませんでした。

ただいま申し上げた審査意見は、私と内堀監査委員が健全化法第3条第2項等に定める合議により決定したものでありますことを念のため申し添え、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

確認なのですが、今、30ページの2番のところの③実質公債費比率、平成25年で5.8%という御説明いただいて、これに関しては一部事務組合だとか、そういったところにも出しているものの公債費という割合だというふうにお伺いしたんですが、こちらの資料番号3番の決算カード、こちらの一番右下のところに区分というところがございまして、区分という大きく分かれてる、少し下のところに公債費負担比率ということで、14.3%という比率が出ているんですが、これは一般会計のみでの公債費比率になるのかなという、その辺の区分けがちょっとわからないもので、お教え願いたいです。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） A 4、1枚にまとめていますので、大分数字が小さくてあれなんですけれども、今お問い合わせなのは、公債費負担比率ということでしょうか。

○6番（野元三夫君） はい、14.3%です。

○企画財政課長（土屋和明君） これは最初に申しましたように、普通会計、要するには一般会計と、それから住新と小沼地区財産、この3つの会計を合わせた状況の中の数字でございます。公債費負担比率ですから、その中での公債費の割合という考え方でいいと思います。

それじゃ、決算書のところに決算の分析の用語というのが記載をさせていただいております。390ページからの小さいページで17ページでございます。ごらんいただけたでしょうか。14番という数字で入っておりますけれども、公債費負担比率、公債費は地方債の元利償還金及び一時借入金利子からなるものでございまして、過去に負った債務の支払いに関連する経費でございまして、人件費、扶助費と同様に義務的経費でございます。公債費負担比率とは、公債費の一般財源に占める割合を申します。

ですから、一般財源でないものも全体の中にはあるわけで、そうすると一般財源から見ますと、公債費の比率は一般財源に対してですと当然割合が大きくなると、こういう状況で御理解をいただければと思いますけど、よろしくお願ひします。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第88号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思ひます。

これに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- ―――日程第27 請願第4号 国に対し、消費税率10%への
増税中止を求める請願書―――
- ―――日程第28 請願第5号 集团的自衛権容認の閣議決定の再考を
求める意見書提出の請願―――
- ―――日程第29 陳情第3号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の
提出を求める陳情―――

○議長(笹沢 武君) 日程第27 請願第4号 国に対し、消費税率10%への増税中止を求める請願書について、日程第28 請願第5号 集团的自衛権容認の閣議決定の再考を求める意見書提出の請願について、日程第29 陳情第3号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める陳情について、お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4時13分